岡山県立瀬戸高等学校　いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

令和5年度「いじめ対策委員会」での報告では、いじめと認知される件数は1件（友人関係・学校生活での人間関係）であり、教育相談室・担任・年次団と連携しながら、その後見守っている状況であったが、現段階では落ち着いている状況である。

令和元年度よりSTOPitを導入し、生徒の気軽な相談体制がとれたことにより、いじめに繋がる事案の早期発見・早期対応の一助になっていると思われる。現在は、その後継アプリ「スタンドバイ」が、すべての年次でChromebookにインストールされている。

良好な人間関係を構築するのが苦手だと感じている生徒が多く、それに伴う困難への耐性の低下がみられる。良好な人間関係づくりのためのさらなる環境設定が今後の課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげて横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒課長以外にも室、年次の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために休み明けにアンケートを実施する。教育相談室と連携を取って行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
＜重点となる取組＞
・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各年次で全ての生徒に対して情報モラルに関する啓発活動を毎年計画的に実施する。学校をあげて横断的な取組を推進する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA評議員会や年次懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
・学校運営協議会委員の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
・年次通信を通じて、インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のための情報提供を行う。いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
＜対策委員会の開催時期＞
・年3回開催（学期ごと）
＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・直後の職員会議で全教職員に協議内容を周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
＜構成メンバー＞
・校外：スクールカウンセラー
・校内：校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、教育相談室長、人権教育室長、年次主任、養護教諭

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
・県教育委員会
＜連携の内容＞
・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ（SSW　等）の派遣
＜学校側の窓口＞
・教頭

＜連携機関名＞
・赤磐警察署（生活安全課）
＜連携の内容＞
・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催
＜学校側の窓口＞
・生徒課長

学校が実施する取組

① いじめの防止	＜教員研修＞ ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社等から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。（生徒課） ＜生徒会活動＞ ・いじめについて考える週間において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。（生徒会） ＜居場所づくり＞ ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。（学校祭、社会貢献活動等） ＜情報モラル教育＞ ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する啓発活動を行う。（教科「情報」とLHR）
② 早期発見	＜実態把握＞ ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の担任面談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ＜相談体制の確立＞　（人権教育委員会）（年次団） ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。（相談窓口：担任、年次主任、教育相談室教員） ・スタンドバイを活用し、直接相談しにくい生徒に対しても対応できるようにする。（いじめ対策委員会）（人権教育委員会）（教育相談室教員） ＜情報共有＞ ・生徒の気になる変化や行為があった場合、記録用紙に記入し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。（年次→全職員） ＜家庭への啓発＞ ・いじめの積極的な認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレット等を作成・配付して、いじめへの家庭における対応に関する啓発を行う。（生徒課）
③ いじめへの対処	＜いじめの有無の確認＞ ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ＜いじめ対策委員会の開催＞ ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ＜いじめられた生徒への支援＞ ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ＜いじめた生徒への指導＞ ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。